

有期
×リット別の要件(1億1千万円へ)

一括有期事業の要件(1億8千万円へ)

建設業の労働保険料計算の扱い
(消費税を除くこと)

○厚生労働省令第四十五号

労働保険の保険料の徴収等に関する法律(昭和四十四年法律第八十四号)第七條第三号、第十一條第三項、第十二條第二項、第十四條第一項、第十四條の二第一項、第二十條第一項及び第四十四條の規定に基づき、労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年三月二十六日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則の一部を改正する省令
労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則(昭和四十七年労働省令第八号)の一部を次のように改正する。

第六條第一項第二号中「請負金額」の下に「消費税及び地方消費税に相当する額(以下「消費税等相当額」という。)を除く。第十三條、第三十五條第一項第二号及び別表第二において同じ。」を加え、「一億九千万円」を「一億八千万円」に改める。

第十三條第二項第一号中「相当する額」及び「の額」の下に「消費税等相当額を除く。」を加え、同項第二号中「相当する額」及び「その請負代金の額」の下に「消費税等相当額を除く。」を加える。

第十六條第一項中「千分の五十」を「千分の四十九」に改める。
第十七條の二の表第四項中「別表第一の二第七号7」を「別表第一の二第七号8」に改める。

第二十三條の三中「千分の四」を「千分の三」に改める。
第三十五條第一項第二号中「一億二千万円」を「一億一千万円」に改める。

第三十八條第二項第一号中「第七十五條第二項」を「第七十八條第二項」に改める。
附則第一條の二を削り、附則第一條の三を附則第一條の二とし、附則第一條の四を附則第一條の三とする。

1000分の20
1000分の40
1000分の88
1000分の19
1000分の5.5
1000分の58

1000分の19
1000分の38
1000分の88
1000分の20
1000分の3
1000分の52